

消耗品、備品を先回りして ストックしておくという手も

儲かった年には消耗品や備品をたくさん買うという手もあります。ただし消耗品の場合、条件がつかますので注意が必要です。

買っただけで、その年の経費にできる消耗品がある

10万円未満の固定資産を買い込むことに似た方法で、消耗品や備品をたくさん購入するという方法もあります。

消耗品は原則としてその年に使ったものだけが損金（経費）となりますが、「事務用消耗品」「作業用消耗品」「包装材料」「広告宣伝用印刷物」などは、購入した事業年度に損金にできるようになっています。

ただし、消耗品を購入した事業年度に損金にするには次の要件を満たさなければいけません。

消耗品を購入年度で損金にする条件



①
毎月おおむね
一定数を購入
するものである
こと

②
毎年経常的に
購入するもの
であること

③
処理方法を
継続して
適用している
こと

例年と比べて、期末にあまりにもたくさんの消耗品を購入すれば、不自然な利益調整を図っていると、税務署からとがめられることもあります。しかし通常より少し多い程度ならば、問題にならないでしょう。

購入した消耗品が多すぎるか否か、明確な基準はありません。よほどの異常値でない限りは、税務署が「消耗品が多すぎる」として否認することはできないのです。

また、消耗品は棚卸数量の把握が義務づけられているわけではありませ